

地域生活支援センターさっぽろの管理に関する協定における 新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市障害者福祉施設条例（平成 18 年条例第 40 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 12 月 24 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会（以下「乙」という。）が締結した地域生活支援センターさっぽろ管理業務協定書（以下「協定」という。）第 7 条、第 27 条、第 37 条及び別表の規定に基づき、地域生活支援センターさっぽろ管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準の取扱い及び令和 3 年 5 月 6 日から令和 3 年 9 月 30 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 新型コロナウイルスの感染拡大に関し、協定第 18 条第 1 項に定める管理業務に係る費用及び同条第 2 項に定める当該費用の支払金額に変更は行わない。また、当該費用の支払い金額のほか、甲から乙に対し一切の支払いを行わない。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 10 月 5 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

(乙) 札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5 番 74 号
市民活動プラザ星園 204 号室
特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会
代表者 会長 菅原 悦子